

地区防災計画の提案に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の2に基づく、福島市防災会議(以下「防災会議」という。)に対する福島市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)へ、地区防災計画を定めることの提案(以下「計画提案」という。)に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地区」とは、行政区や学区、最寄りの避難所が同じ地区同士をいう。

(計画提案の要件)

第3条 計画提案は、地区居住者又は当該地区で事業所を有する事業者等(以下「計画提案者」という。)が共同して提案できるものとする。

2 計画提案者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会
- (2) 本市に事業所を有する事業者
- (3) その他防災会議会長(以下「会長」という。)が適当と認めるもの

3 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画提案者が協力して実施する防災・減災に向けた取組内容で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めた内容
- (2) 地区防災計画ガイドライン(平成26年3月内閣府(防災担当)作成)に沿った内容

(計画提案の提出)

第4条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を防災会議へ提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書(様式第1号)
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(計画提案の事前審査)

第5条 計画提案があったときは、防災会議における審査を円滑に実施するため、防災会議に諮る前に、次に掲げる事項について、危機管理室において事前審査を行うものとする。

- (1) 地区防災計画の内容及び実施団体
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) その他会長が必要と認める事項

(地域防災計画への規定)

第6条 防災会議開催予定日の3箇月前までに前条の規定による事前審査を終えた計画を、防災会議に諮るものとする。

2 防災会議は、提案された計画を審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

(審査結果通知)

第7条 会長は、前条による審査結果を審査結果通知書(様式第2号)により、計画提案者に通知するものとする。

(準用規定)

第8条 地区防災計画を修正しようとする場合は、第3条から第7条までの規定を準用する。

(庶務)

第9条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

福島市防災会議会長

福島市長 木幡 浩

代表者氏名 _____

地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり福島市防災会議へ提案します。

記

1. 計画提案する者の代表者

| | |
|-------|-----|
| 団体名 | |
| 代表者氏名 | |
| 住所 | 福島市 |
| 連絡先 | — — |

2. 計画素案概要

| | |
|--------|--|
| 名称 | |
| 計画対象範囲 | |
| 目次・内容等 | |
| その他 | |

(様式第2号)

令和 年 月 日

(計画提案する者の代表者氏名)

福島市防災会議会長

福島市長 木幡 浩

審査結果通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき計画提案のあった地区防災計画素案について、福島市防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1. 計画提案代表者名等

| | |
|--------|--|
| 名称 | |
| 団体名 | |
| 代表者氏名 | |
| 計画対象範囲 | |

2. 審査結果

(1)実施日

(2)審査結果